

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市中川三三九〇番地、最後の住所長野県松本市中川三三九〇番地

被相続人 亡 柳澤 弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

長野県松本市白坂一丁目九番四三三号

相続財産清算人 司法書士法人古川綜合事務所 社員 古川 静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市金沢字北根二四番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 富永 忠由

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

愛知県半田市柊町一丁目二一七番八 手島法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号F L E Z I O L A二階ウイール総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 手島 嘉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

愛知県一宮市大宮三丁目八一二 F 法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市河原城一〇六四番地乙、最後の住所大阪府八尾市宣振町五丁目一〇番地萱振苑

相続財産清算人 弁護士 仲谷 康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市南区東九条上御霊町三番地、最後の住所愛知県知多市つじが丘一丁目一四番地(七一一〇六)

被相続人 亡 倉谷 勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

名古屋市中区丸の内一丁目九番一〇号丸の内伏見通ビル六階六〇二 星野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 星野 俊治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区九重町二〇九番地、最後の住所名古屋市中村区若宮町二丁目二〇番地の七 被相続人 亡 岩田 孝幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号F L E Z I O L A二階ウイール総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中子 祐矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

愛知県一宮市今伊勢町本神戸字東出二三番地三 被相続人 亡 三田 勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

愛知県一宮市大宮三丁目八一二 F 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 舟戸佐輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

大阪府北区堂島二丁目一番二五号新山本ビル四階 堂島総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 秋吉 忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

大阪府吹田市青葉丘南八番八番、最後の住所大阪府吹田市青葉丘南八番〇一二〇六号

被相続人 亡 秋山 匡平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区鳳西町三丁七四二番地一、最後の住所大阪府堺市西区浜寺船尾町西二丁二四〇番地四 被相続人 亡 古澤 豊隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

大阪府北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号

相続財産清算人 弁護士 藤原 道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区九条三丁目一七番地一〇、最後の住所大阪府大阪市淀川区大野一丁目三番一〇号 達富方 被相続人 亡 藤田 武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

大阪府中央区難波三丁目七番一二号G P・G A T Eビル七階

相続財産清算人 弁護士 塩路 広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区九条三丁目一七番地一〇、最後の住所大阪府大阪市淀川区大野一丁目三番一〇号 達富方 被相続人 亡 藤田 武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二日

大阪府北区西天満二丁目六番八号堂島ビルディング七〇五

相続財産清算人 弁護士 谷村 佳郎

第31期決算公告

令和8年6月2日
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根森山4番地17
株式会社関商ネットワーク
取締役社長 富樫 裕之
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	557,522
	固定資産	352,396
	合計	909,918
負債純資産及び部	流動負債	341,677
	固定負債	262,593
	資本	305,648
	剰余金	30,000
	利益剰余金	275,648
	準備金	7,500
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	268,148
	合計	909,918

第30期決算公告 令和8年5月18日

北海道苫小牧市字弁天534番2

苫小牧国際コンテナターミナル株式会社

代表取締役 海津 尚夫

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	421,005
	固定資産	86,735
	合計	507,740
負債純資産及び部	流動負債	437,794
	固定負債	69,946
	資本	10,000
	剰余金	59,946
	利益剰余金	59,946
	準備金	(28,744)
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	
	合計	507,740

第21期決算公告 令和8年4月21日

札幌市厚別区厚別南4丁目29番地15号

G L A D株式会社

代表取締役社長 上野 豊

貸借対照表の要旨(令和8年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	134,342
	固定資産	32,555
	合計	166,897
負債純資産及び部	流動負債	51,889
	固定負債	13,520
	資本	101,488
	剰余金	10,000
	利益剰余金	91,488
	準備金	91,488
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(1,237)
	負債・純資産合計	166,897